

飯塚市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱

平成29年3月7日

飯塚市告示第59号

改正 R3-92

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 現行相当通所サービス(国基準相当サービス)の基準

第1節 基本方針(第3条・第3条の2)

第2節 人員に関する基準(第4条・第5条)

第3節 設備に関する基準(第6条)

第4節 運営に関する基準(第7条 - 第35条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第36条 - 第40条)

第3章 緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)の基準

第1節 基本方針(第41条)

第2節 人員に関する基準(第42条・第43条)

第3節 設備に関する基準(第44条)

第4節 運営に関する基準(第45条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第46条 - 第48条)

第4章 短期集中予防サービス(通所型サービスC1)の基準

第1節 基本方針(第49条)

第2節 人員に関する基準(第50条・第51条)

第3節 運営に関する基準(第52条 - 第54条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第55条 - 第57条)

第5章 短期集中予防サービス(通所型サービスC2)の基準

第1節 基本方針(第58条)

第2節 人員に関する基準(第59条)

第3節 設備に関する基準(第60条・第61条)

第6章 雑則(第62条・第63条)

附則

(R3-92一改)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6及び飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年飯塚市告示第377号。以下「実施要綱」という。)第8条第2項の規定に基づき、実施要綱第3条第1号イに規定する通所型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 指定事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の3第1項の指定又は第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 現行相当通所サービス(国基準相当サービス)の基準

第1節 基本方針

第3条 現行相当通所サービス(国基準相当サービス)(以下「現行相当通所サービス」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3条の2 現行相当通所サービスを行う者(以下「指定現行相当通所サービス事業者」という。)は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(R3-92追加)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定現行相当通所サービス事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定現行相当通所サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(R3-92一改)

(1) 生活相談員 現行相当通所サービスの提供日ごとに、現行相当通所サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該現行相当通所サービスの提供に当

たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該現行相当通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 現行相当通所サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 現行相当通所サービスの単位ごとに、当該現行相当通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該現行相当通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該現行相当通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における現行相当通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定現行相当通所サービス事業所の利用定員(当該指定現行相当通所サービス事業所において同時に現行相当通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、現行相当通所サービスの単位ごとに、当該現行相当通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該現行相当通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該現行相当通所サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の現行相当通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の現行相当通所サービスの単位は、現行相当通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定現行相当通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定現行相当通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定現行相当通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 指定現行相当通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに現行相当通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該現行相当通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する現行相当通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定現行相当通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に現行相当通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定現行相当通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、現行相当通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定現行相当通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定現行相当通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定現行相当通所サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定現行相当通所サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定現行相当通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定現行相当通所サービス事業者は、正当な理由なく現行相当通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定現行相当通所サービス事業者は、当該指定現行相当通所サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な現行相当通所サービス

を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定現行相当通所サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、現行相当通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防支援等(これらに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の手続きが、要支援認定を受けている者にあつては、遅くとも要支援認定の有効期間が終了する30日前に、事業対象にあつては、必要と認められるときにおいて、速やかに必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第14条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を介護予防支援事業者へ依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)等が作成されている場合は、当該計画に沿った現行相当通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供した際には、当該現行相当通所サービスの提供日及び内容、当該現行相当通所サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第18条 指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45

の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該現行相当通所サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る現行相当通所サービスをいう。以下同じ。)に該当する現行相当通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該現行相当通所サービスに係る第1号事業に要する費用から当該現行相当通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない現行相当通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、現行相当通所サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定現行相当通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、現行相当通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。
- 5 指定現行相当通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 指定現行相当通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない現行相当通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した現行相当通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第20条 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市

に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに現行相当通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に現行相当通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第22条 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 現行相当通所サービスの利用定員

(5) 現行相当通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(R3-92一改)

(勤務体制の確保等)

第23条 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対し適切な現行相当通所サービスを提供できるよう、指定現行相当通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに、当該現行相当通所サービス事業所の従業者によって現行相当通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定現行相当通所サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定現行相当通所サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定現行相当通所サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(R3-92追加)

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 指定現行相当通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 指定現行相当通所サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 指定現行相当通所サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(R3-92追加)

(定員の遵守)

第24条 指定現行相当通所サービス事業者は、利用定員を超えて現行相当通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第25条 指定現行相当通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(R3-92追加)

(衛生管理等)

第26条 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、当該現行相当通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(R3-92追加)

(掲示)

第27条 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所の見やすい場所に、第22条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(R3-92追加)

(秘密保持等)

第28条 指定現行相当通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、当該現行相当通所サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の

個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第29条 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 指定現行相当通所サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定現行相当通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定現行相当通所サービス事業者は、提供した現行相当通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定現行相当通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 指定現行相当通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した現行相当通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(R3-92一改)

(事故発生時の対応)

第33条 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定現行相当通所サービス事業者は、第6条第4項の現行相当通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第33条の2 指定現行相当通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(R3-92追加)

(会計の区分)

第34条 指定現行相当通所サービス事業者は、指定現行相当通所サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、現行相当通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 指定現行相当通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者に対する現行相当通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号については、サービスの提供に係る第一号事業支給費支払の日から5年間、第3号、第4号及び第5号については、当該各号に掲げる記録の完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個別サービス計画

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第20条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(現行相当通所サービスの基本取扱方針)

第36条 現行相当通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定現行相当通所サービス事業者は、自らその提供する現行相当通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定現行相当通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用する

ことができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定現行相当通所サービス事業者は、現行相当通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(現行相当通所サービスの具体的取扱方針)

第37条 現行相当通所サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 現行相当通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、現行相当通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。
- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 現行相当通所サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 現行相当通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 現行相当通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者

に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定現行相当通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

(現行相当通所サービスの提供に当たっての留意点)

第38条 現行相当通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題及び現行相当通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定現行相当通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第39条 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血

圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 指定現行相当通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(暴力団等の排除)

第40条 指定現行相当通所サービス事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 暴力団員等をその事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下この条において「県条例」という。)第 23 条第 1 項の規定により県条例第 22 条の勧告(県条例第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされた者で、当該公表をされた日から起算して 2 年を経過していないこと。
- (5) 県条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していないこと。

第3章 緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)の基準

第1節 基本方針

第41条 緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)(以下「通所型サービスA」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 通所型サービスAを行う者(以下「指定通所型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従業者(専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従業者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従業者として従事することができるものとする。
- 4 前3項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第43条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第44条 指定通所型サービスA事業所には、事業を実施するのに十分な広さの機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合(指定通所型サービスA事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第45条 指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号については、サービスの提供に係る第一号事業支給費支払の日から5年間、第3号、第4号及び第5号については、当該各号に掲げる記録の完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) サービス提供のための利用計画書

(2) 第48条の規定において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第48条の規定において準用する第20条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第48条の規定において準用する第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第48条の規定において準用する第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスAの基本取扱方針)

第46条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 通所型サービスAの提供時間は、1回当たり3時間以上とするものとする。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第47条 通所型サービスAの方針は、第41条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、サービス担当者会議や必要に応じて主治の医師又は歯科医師から情報を得る等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載したサービス提供のための利用計画書を作成するものとする。
- (3) サービス提供のための利用計画書は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書を作成した場合は、当該サービス提供のための利用計画書を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、サービス提供のための利用計画書を作成した場合は、当該サービス提供のための利用計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、サービス提供のための利用計画書を作成した場合にあっては、当該サービス提供のための利用計画書に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該サービス提供のための利用計画書に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該サービス提供のための利用計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス提供のための利用計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」

という。)を行うものとする。

(10) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じてサービス提供のための利用計画書の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定するサービス提供のための利用計画書の変更について準用する。

(準用)

第48条 第7条から第17条まで、第18条(第3項第1号の規定を除く。)、第19条から第34条まで、第38条から第40条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「指定現行相当通所サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスA事業者」と、「現行相当通所サービス」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定現行相当通所サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、第33条第4項中「第6条第4項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 短期集中予防サービス(通所型サービスC1)の基準

第1節 基本方針

第49条 短期集中予防サービス(通所型サービスC1)(以下「通所型サービスC1」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援のほか運動器機能向上のための訓練を短期集中的に行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第50条 通所型サービスC1を行う者(以下「指定通所型サービスC1事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスC1事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、指定通所型サービスC1事業所の運営に必要な数とし、通所型サービスC1の単位ごとに、理学療法士、作業療法士及び運動器機能向上のための指導経験を有する者(以下「理学療法士等」という。)を、利用者が5人以下の場合にあってはその提供を行う時間帯(以下この号において「提供時間」という。)を通じて理学療法士等(専ら当該通所型サービスC1の提供に当たる者に限る。以下同

じ。)の数が1以上、利用者の数が5人を超え10人以下の場合にあっては提供時間を通じて理学療法士等の数が2以上確保するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理学療法士等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。
- 3 第1項の通所型サービスC1の単位は、通所型サービスC1であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 理学療法士又は作業療法士は、サービス評価測定時には従事しなければならない。
- 5 運動器機能向上のための指導経験を有する者は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

(担当者)

第51条 指定通所型サービスC1事業者は、指定通所型サービスC1事業所ごとにサービス提供に関する取りまとめを行う担当者を置かなければならない。ただし、担当者は、サービスの提供に当たる従業者が兼務することができるものとする。

第3節 運営に関する基準

(担当者の責務)

第52条 担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等の連携に関すること。
- (4) 従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (5) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(1単位の定員)

第53条 通所型サービスC1の1単位の定員は、10人以下とするものとする。

(記録の整備)

第54条 指定通所型サービスC1事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型サービスC1事業者は、利用者に対する通所型サービスC1の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号については、サービスの提供に係る第一号事業支給費支払の日から5年間、第3号、第4号及び第5号については、当該各号に掲げる記録の完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) サービス提供のための利用計画書
- (2) 第57条の規定において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第57条の規定において準用する第20条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第57条の規定において準用する第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第57条の規定において準用する第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスC1の基本取扱方針)

第55条 通所型サービスC1は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型サービスC1事業者は、自らその提供する通所型サービスC1の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスC1事業者は、通所型サービスC1の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービスC1事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスC1事業者は、通所型サービスC1の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 通所型サービスC1の提供時間は、1回当たり2時間程度とするものとする。
- 7 通所型サービスC1の提供期間及び回数は、概ね3月以内に12回とするものとする。

(通所型サービスC1の具体的取扱方針)

第56条 通所型サービスC1の方針は、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスC1の提供に当たっては、サービス担当者会議や必要に応じて主治の医師又は歯科医師から情報を得る等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスC1事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスC1事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した場合は、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスC1の提供に当たっては、個別サービス計画を作成した場合は、当該個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスC1の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスC1の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービスC1事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した場合には、当該個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該個別サービス提供計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 指定通所型サービスC1事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービスC1事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

(準用)

第57条 第7条から第17条まで、第18条(第1項及び第2項の規定に限る。)、第19条か

ら第34条まで、第38条から第40条まで、第44条の規定は、通所型サービスC1の事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「指定現行相当通所サービス事業者」又は「指定通所型サービスA事業者」とあるのは「指定通所型サービスC1事業者」と、「現行相当通所サービス」又は「通所型サービスA」とあるのは「通所型サービスC1」と、「指定現行相当通所サービス事業所」又は「指定通所型サービスA事業所」とあるのは「指定通所型サービスC1事業所」と、第38条中「運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス」とあるのは「運動器機能向上サービス」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 短期集中予防サービス(通所型サービスC2)の基準

第1節 基本方針

第58条 短期集中予防サービス(通所型サービスC2)(以下「通所型サービスC2」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援のほか口腔機能向上、認知機能向上等のための訓練を短期集中的に行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条 通所型サービスC2を行う者(以下「指定通所型サービスC2事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスC2事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、指定通所型サービスC2事業所の運営に必要な数とし、通所型サービスC2の単位ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は口腔機能向上若しくは認知機能向上のための指導経験を有する者(以下「言語聴覚士等」という。)を、利用者が5人以下の場合にあってはその提供を行う時間帯(以下この号において「提供時間」という。)を通じて言語聴覚士等(専ら当該通所型サービスC2の提供に当たる者に限る。以下同じ。)の数が1以上、利用者の数が5人を超え10人以下の場合にあっては提供時間を通じて言語聴覚士等の数が2以上確保するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、言語聴覚士等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができるものとする。
- 3 第1項の通所型サービスC2の単位は、通所型サービスC2であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 言語聴覚士又は歯科衛生士は、サービス評価測定時には従事しなければならない。
- 5 口腔機能向上若しくは認知機能向上のための指導経験を有する者は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条 指定通所型サービスC2事業所には、事業を実施するのに十分な広さの機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスC2の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の機能訓練室は、口腔機能評価時やサービス提供時においては、個人のプライバシーに配慮した環境を設定するものとする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスC2の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスC2の提供に支障がない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合(指定通所型サービスC2事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスC2以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
(準用)

第61条 第7条から第17条まで、第18条(第1項及び第2項の規定に限る。)、第19条から第34条まで、第38条から第40条まで、第51条から第56条までの規定は、通所型サービスC2の事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「指定現行相当通所サービス事業者」又は「指定通所型サービスC1事業者」とあるのは「指定通所型サービスC2事業者」と、「現行相当通所サービス」又は「通所型サービスC1」とあるのは「通所型サービスC2」と、「指定現行相当通所サービス事業所」又は「指定通所型サービスC1事業所」とあるのは「指定通所型サービスC2事業所」と、第38条中「運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス」とあるのは「口腔機能向上サービス及び認知機能向上サービス」と、第54条中「第57条」とあるのは「第61条」と、第56条中「第49条」とあるのは「第58条」と、「前条」とあるのは「第61条の規定において読み替えて準用する第55条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 雑則

(補則)

第62条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(電磁的記録等)

第63条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条

において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、第23条第4項、第23条の2、第26条第3項及び第33条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。